

せいり ばんごう 整理番号	5-1-7	そうだん 相談レベル	3
ぶん ぐい 分類	くらしとふくし くらしと福祉		
こう ぐく 項目	ふくし 福祉のしくみ		
ない よう 内容	みんせい いりん じどういりん 民生委員・児童委員		

1 想定される質問の背景

○ 福祉や地域生活のことで悩みを抱えている。

2 基本的な質問と回答

相談者 民生委員や児童委員とはどんな仕事をする人たちですか？

回答者 法律に基づいて常に住民の立場に立った相談・支援者として、県知事（政令指定都市と中核市では市長）の推薦、厚生労働大臣の委嘱で市町村に設置される任期3年の委員です。民生委員と児童委員は兼任されています。主な職務は、担当区域内的の援助を必要とする住民の調査や家庭訪問、安否確認、各種証明事務、社会福祉施設や行政機関などとの連絡などです。70～440世帯ごとに一人が任命されています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉の問題で専門に取り組む主任児童委員もいます。

相談者 どんな相談に乗ってくれるのですか？

回答者 地域における生活や福祉の悩みに相談に乗ってくれます。家庭や個人の秘密は守られます。全国民生委員児童委員連合会では活動の基本として次の7つを挙げています。

① 社会調査活動

担当区域内的の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

② 相談活動

地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③ 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④ 連絡通報活動

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑤ 調整活動

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

⑥ 生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦ 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起します。

相談者 私の地域の民生委員・児童委員を紹介してください。

回答者 市区町村で紹介してくれます。

⇒ 市区町村